

京都市給水装置工事及び排水設備工事の費用の分割納入に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年7月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市給水装置工事及び排水設備工事の費用の分割納入に関する規程の一部を改正する規程

京都市給水装置工事及び排水設備工事の費用の分割納入に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「直ちに連帯保証人と連署して」を「速やかに」に、「分割納入証書（第3号様式）を」を「分割納入証書（第3号様式）に自己及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて」に改める。

第12条第1項本文中「といえども」を「であっても」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「なったとき」を「なった場合」に改める。

第1号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。


第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

表

給水装置工事費
排水設備工事費 分割納入承認通知書

年 月 日

様 京都市公営企業管理者上下水道局長 

年 月 日申請の下記場所における 給水装置
排水設備 工事の費用の分割納入

を承認します。

なお工事費は、裏面のとおりに納入してください。

記

工事場所 京都市 区

備考

分割納入証書を提出し、前納額及び第1回月賦工事費を納入されない限り着工しません。ただし、第1回月賦工事費を、期限までに納入されない場合は、工事の申込みを取り消されたものとして処理します。

裏

工事費総額		金	円
前納額		金	円
月賦の方法により納入すべき費用の額		金	円
区	分	月 賦 工 事 費	納 入 す る 年 月 日
第 1 回		金 円	年 月 日
第 2 回		金 円	年 月 日
第 3 回		金 円	年 月 日
第 4 回		金 円	年 月 日
第 5 回		金 円	年 月 日
第 6 回		金 円	年 月 日
第 7 回		金 円	年 月 日
第 8 回		金 円	年 月 日
第 9 回		金 円	年 月 日
第 10 回		金 円	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局総務部総務課)